

23高農基第519号
平成23年10月28日

農業振興部長 様

高知県農業農村整備事業計画審査会委員長
(農業振興部副部長 八百屋 市男)

高知県農業農村整備事業計画審査会の審査結果について

高知県農業農村整備事業計画審査会（以下、「本審査会」という。）は、平成24年度新規地区として事業実施を要望する農業基盤課所管の8件の農業農村整備事業について、平成23年8月18日に審議を行い、下記のとおり審査結果をとりまとめましたので、「高知県農業農村整備事業計画審査会設置要領」第4の3に基づき報告します。

記

財政状況の厳しい中、本県の目指す自立した県経済の基盤づくりには産業の育成が喫緊の課題であり、特に本県では基幹産業である農業の振興に重点的に取り組んでいかなければなりません。そのためには持続可能な経営体を育成するとともに、農業に必要な条件整備が不可欠です。

また一方で、近年の異常豪雨や地震により、過去にはあまり例のなかった規模の災害が全国的に多発しており、台風の来襲が多く南海地震を控える本県においては、防災事業にも計画的に取り組んでいくことが重要です。

本審査会では、こうした状況を踏まえ、対象となる農業農村整備事業について、新規地区として取り組む必要性や地域の熟度、事業効果等について審議を行いました。

その結果、8件の新規要望地区については、事業の必要性、有効性、効率性、目標水準等を総合的に審査し、平成24年度の新規着工地区として適当であると判断しました。

なお、事業実施に際しては、審議の中で寄せられた部内各委員や第三者委員から出された意見を極力反映することとします。

以下、各事業について、審査結果の概要を付記します。

【事業名】地域ため池総合整備事業（県営）

【地区名】西山（にしやま）

【市町村名】室戸市

【事業概要】ため池改修（3箇所）

【事業費】300,000千円

【負担割合】国 55% 県 35% 市 10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・西山地区の38池のうち、堤体等からの漏水や変形などの兆候が顕著であり、改修の緊急性の高い3池について対策を講じることにより、集中豪雨等によるため池決壊等の災害を未然に防止し、農用地や農業用施設等の保全を図る。
- ・室戸市は、平成18年に地域防災計画を策定し、平成23年4月現在の自主防災組織数=88、（西山地区1組織）組織率=97.5%となっている。防災訓練や防災備品の購入なども進めており地域住民の防災意識が非常に高い地域である。
- ・「室戸市の地域防災計画」には、水害等から地域を守るための課題が掲げられており、本事業はこの課題に沿った対策工事である。
- ・本事業で改修予定の中尾上池、長野2号池、悪坂池は、老朽化に伴う漏水量が改修検討の目安となる60L/min/100mを超えており、また洪水吐も未整備であり通水能力が不足している。このため安全性を確保する構造に改修を行う。

【審査会意見】

- ・平成24年度新規着工地区として適当である。
- ・本事業の実施後においても、本地区には30ヶ所の未整備ため池があり、将来の改修にあたってはため池の統廃合等の検討も行っていただきたい。

【事業名】農村災害対策整備事業（県営）

【地区名】松ヶ丘（まつがおか）

【市町村名】土佐町

【事業概要】ため池整備（1箇所）、緊急避難路整備（1路線、土留工5箇所）、
用排水路整備（L=250m）、排水路整備（L=100m）

【事業費】590,000千円

【負担割合】国 55% 県 35% 町・地元 10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地域は、世帯数120戸のうち農業世帯が73戸という農業集落であり、地域のほとんどが地すべり指定区域・危険箇所指定されており、その軟弱な地質から、過去に多くの災害を経験してきた。そのことから、地域住民からは、総合的な防災対策を望む声が高い。
- ・また、地域住民や土佐町を中心に、施設の適正な管理や簡易な補修を行っており、豪雨時には自主的に避難を行うなど、地域でも危機意識を持って自助、共助の取り組みを行っている。
- ・土佐町は、H21年度から地域住民が参加したワークショップ等を実施し、専門家の意見も聞き入れて防災計画を策定した。ワークショップでは、台風や近年多発する豪雨に対する不安の声が多く聞かれた。なかでも、「溜井大池」は昭和10年に築造されたため池で、近年漏水が著しく、住民の不安は特に大きい。
- ・本事業にて実施予定の工種については、地域住民の声を直接聞き、対策工事の必要性、重要性を現場で確認し整備手法を決定したもので、地域住民のニーズそのものである。

【審査会意見】

- ・平成24年度新規着工地区として適当である。
- ・排水路整備に当たっては、構造的な制約もあるが、出来るだけ環境に配慮した工法で施工していただきたい。

【事業名】地すべり対策事業（県営）

【地区名】下地2期（しもじにき）

【市町村名】土佐町

【事業概要】排水路工（610m）、集水井工（2箇所）、排水ポーリング（5箇所）、アンカー工（3箇所）

【事業費】320,000千円

【負担割合】国50% 県50%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は平成7年に地すべり指定を受け、地すべり対策工（排水ポーリング、抑止アンカー、排水路）を施工し、地すべり活動が一定鎮静化したので平成14年度末に概成した。
- ・しかし、近年、道路構造物に亀裂が発生したり、田に段差ができたりするなどの変位が現れ始め、町から対策の要請が出されるようになった。このため平成20年度から平成22年度にかけて亀裂幅等の状況調査や踏査をはじめ、地すべり変位の観測をおこなったところ地すべりに起因する進行性変状が確認された。
- ・地すべりは、本格的な活動が始まるとその動きを止めることが非常に困難となるため、出来るだけ早期に対策を講じ地盤の安定を図る必要がある。
- ・本地区の対策工は、地すべり活動を促す誘因を軽減若しくは除去することにより間接的に地すべりを安定させる抑制工と、地すべりに対する抵抗力を付加することで安定を図る抑止工があり、この二つの工法の特性を考慮した対策工としている。
- ・地すべりを防止することにより、地域の安全・安心な生活環境や地域農業経営の安定及び継続的な営農を図るとともに、地域の生活基盤である公共施設（道路等）の保全も併せて図る。

【審査会意見】

- ・平成24年度新規着工地区として適当である。
- ・1期工事で行った対策工の効果を見極めたうえで、本事業の対策工を検討していただきたい。

【事業名】地すべり対策事業（県営）

【地区名】稲村3期（いなむらさんき）

【市町村名】越知町

【事業概要】排水ポーリング（5箇所）、アンカー工（7箇所）、土留工（3箇所）

【事業費】453,000千円

【負担割合】国50% 県50%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、地すべり防止地域として昭和39年に指定を受け、1期工事として昭和39年度から昭和44年度に実施。また、昭和63年度から平成12年度まで2期工事として対策工事を実施し地すべり活動が一定鎮静化したので、平成12年度の調査業務により概成とした。

- ・平成15年5月、平成16年8月、9月と連続した台風や豪雨により地区の地すべり現象が顕著になり、路側、山留ブロック及び排水路等に多数の亀裂が生じた。そのため平成20年度から地すべり状況を把握するため、地表踏査、亀裂状況及び調査ボーリングを実施したところ、孔内傾斜計に変位が現れ、地すべりに起因する変状であることが確認された。
- ・地すべりは、本格的な活動が始まるとその動きを止めることが非常に困難となるため、出来るだけ早期に対策を講じ地盤の安定を図る必要がある。
- ・本地区の対策工は、地すべり活動を促す誘因を軽減若しくは除去することにより、間接的に地すべりを安定させる抑制工と、地すべりに対する抵抗力を付加することで安定を図る抑止工があり、この二つの工法の特性を考慮し対策工としている。
- ・地すべりを防止することにより、地域の安全・安心な生活環境や地域農業経営の安定及び継続的な営農を図るとともに、地域の生活基盤である公共施設（道路等）の保全も併せて図る。

【審査会意見】

- ・平成24年度新規着工地区として適当である。

【事業名】基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【地区名】桐間（きりま）

【市町村名】須崎市

【事業概要】排水機場補修（1箇所）

【事業費】260,000千円

【負担割合】国50% 県35% 市15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、桐間地区の湛水被害を防止するため、昭和49年度に湛水防除事業で造成された施設である。排水条件の向上により、施設園芸（ミョウガなど）が導入されてきており、安定した農業経営に寄与している。
- ・また一方で、近年、流域内の開発が進み、それに伴う排水量の増加に対応するため、須崎市が公共下水道事業で造成した終末処理場と本施設が一体的に機能することで、地域の湛水被害の防止に役立っている。
- ・本施設は築造後37年が経過し、ポンプ設備や原動機のオーバーホールなど定期的に補修を行ってきたが、機器全般にわたって劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物はもとより宅地までもが湛水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の延命化を図り、地域農業の継続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成24年度新規着工地区として適当である。
- ・本施設は、津波により被害を受けることが予想されるため、事業制度の範囲内で、工法の再検討を行っていただきたい。
- ・また、本地区の津波対策については、県としての方向性を示したうえでの、根本的な対策を検討していただきたい。

【事業名】基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【地区名】中の浦（なかのうら）

【市町村名】須崎市

【事業概要】排水機場補修（1箇所）

【事業費】110,000千円

【負担割合】国 50% 県 35% 市 15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水を防除し農地の高度利用を図るため、昭和56年に中の浦地区県営排水対策特別事業で整備された施設である。排水条件の向上により、施設園芸（ミョウガなど）などの作物も一部で作付けされてきており、安定した農業経営に寄与している。
- ・本施設は築造後30年が経過し、ポンプ設備や原動機のオーバーホールなど定期的に補修を行ってきたが、特に電機設備の劣化が著しく、ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が湛水し、多大な被害が発生する。また、除塵設備としては、スクリーンのみで芥、塵の掻き揚げは人力により行っており、多くの労力を要している。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の延命化を図り、地域農業の継続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成24年度新規着工地区として適当である。

【事業名】地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【地区名】宗呂上（そうろかみ）

【市町村名】土佐清水市

【事業概要】用水路工（1,970m）

【事業費】46,000千円

【負担割合】国 55% 県 15% 市 20% 地元 10%

[説明者：幡多農業振興センター（基盤整備担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は昭和40年頃築造され、2級河川宗呂川より取水し宗呂川沿いの農地23haを受益に持つ無筋コンクリート製の農業用用水路である。
- ・築造から約45年が経過して劣化が著しく、漏水等より受益地への安定的な農業用水の確保が困難となり、農作物の収穫被害が発生する恐れがあるとともに、維持管理費の増大が懸念される。
- ・水路の目地の開き及びひび割れによる漏水については、管理者（宗呂上水利組合）や水路近隣の農家により簡易な補修を行ってきたが、標準的な耐用年数（40年）を超過しており、施設機能の維持が課題となっている。
- ・機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設機能の延命化を図り、地域農業経営の安定及び継続的な営農を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成24年度新規着工地区として適当である。
- ・本地域は、換金作物等の栽培も盛んで営農意欲もあり、地域のまとまりも良い地域ですので、財政事情もあるかとは思いますが、是非三年間で完成させていただきたい。

【事業名】地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【地区名】大用（おおゆ）

【市町村名】四万十市

【事業概要】用水路工（1,792m）

【事業費】100,000千円

【負担割合】国 55% 県 15% 市 15% 地元 15%

[説明者：幡多農業振興センター（基盤整備担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は昭和 35 年頃築造され、1 級河川四万十川水系 1 次支川後川より取水し、後川沿いの農地 12.1 ha を受益に持つ無筋コンクリート製の農業用用水路である。
- ・本水路の上下流は他事業にて改修済みであるが、本区間は築造から約 50 年が経過し、水路表面の摩耗や本体のひび割れ等劣化が進行し、機能が低下している。
- ・本施設は山腹水路であり、水路沿いの管理用歩道は降雨により歩道路面が浸食・崩壊しており、点検・維持管理作業が困難かつ危険を伴う状態となっており、急斜面に位置するため、転石、土砂、雑草、倒木が混入しやすく通水障害が頻繁におき、除去作業に多大な労力を要している。
- ・また、多量の土砂礫の流下や転石による衝撃が、水路の表面劣化や損傷を促進しているため、水路の目地の開き及びひび割れによる漏水については、管理者（大用土地改良区）により簡易な補修を行ってきたが、標準的な耐用年数（40 年）を超過しており、施設機能の維持が課題となっている
- ・機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することにより、施設機能の延命化を図り、地域農業経営の安定及び継続的な営農を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成 24 年度新規着工地区として適当である。